

(一) 争議発生ノ場所

八王子市及小宮町所在 加工工場ニ。(別記ニ)

(二) 争議発生並解決日

發生 十一月十六日

解決 十一月二十一日

(三) 事業主側

名称 八王子織物同業組合加工部會加盟

久保田工業株式会社以下ニ工場(別記ニ)

(2) 代表者 同業組合加工部會長 高取和吉(各工場代表者別記ニ)

(3) 事業種類 織物加工

(4) 企業系統 ナニ(久保田工業株式会社以外)

(5) 従業員數 一〇九名(全員男工各工場別ノ記ニ通り)

(四) 従業員側

(1) 争議参加者 一〇九名(全員)

(2) 同上中組合加盟者 全員(總同盟紡織労働組合)

(3) 後 團 体 總同盟紡織労働組合

(五) 争議發生原因

八王子方面ノ織物加工業者ニ在リテハ従来製作セル文化銘仙ハ生産費高ニ責行不振ノ爲ニ打倒策トシテ新ニ新銘仙ト稱セル新物ヲ製出賣出スコトナレルガ八王子織物同業組合加工部會加盟 加工業者ニ使用セラル、職人ヲ以テ組織セリ。總同盟紡織労働組合八王子加工支部(組合員ノ争議發生前途、三十八名ナリ)ニ争議發生ト同時ニ職人全員百九名カ加工支部ニ加盟セリ。一ニ在リテハ業者カ右ノ通り新物ニ轉向スルノ結果、但マ加工賃金ノ値下ヲ伴フモノナリトシ、客月十一日午後七時ヨリ同十時迄ノ間、八王子市幸町三十三番地花内ニ於テ支部長 岡本初太郎以下三十三名集合 対策協議ノ結果別記(3)數願書ヲ同業組合加工部會提出スルコト